

令和5年5月9日
(火曜日)

令和5年 第3回幌延町議会 (臨時会)
会議録 第1日目

議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 仮議席の指定
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 諸般の報告
 - 4 選挙第1号 議長選挙について
 - 5 会期の決定
 - 6 選挙第2号 副議長選挙について
 - 7 決定第1号 議席の指定
 - 8 選任第1号 常任委員の選任について
 - 9 選任第2号 議会運営委員の選任について
 - 10 選挙第3号 西天北五町衛生施設組合議会議員の選挙について
 - 11 選挙第4号 北留萌消防組合議会議員の選挙について
 - 12 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
 - 13 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度幌延町一般会計補正予算 第8号)
 - 14 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(幌延町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
 - 15 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度幌延町一般会計補正予算 第1号)
 - 16 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算 第1号)
 - 17 議案第1号 令和5年度幌延町一般会計補正予算 第2号
 - 18 発議第1号 懸案事項促進要望のための議員派遣について
 - 19 発議第2号 閉会中の継続調査について
(追加日程)
- 閉会宣告

本日の会議の順序

	開会宣告及び開議宣告	日程第 10	選挙第 3 号
日程第 1	仮議席の指定	” 11	選挙第 4 号
” 2	会議録署名議員の指名		休憩宣告
” 3	諸般の報告		開議宣告
	休憩宣告	日程第 12	同意第 1 号
	開議宣告		休憩宣告
日程第 4	選挙第 1 号		開議宣告
	休憩宣告	日程第 13	承認第 1 号
	開議宣告	” 14	承認第 2 号
日程第 5	会期の決定	” 15	承認第 3 号
” 6	選挙第 2 号	” 16	承認第 4 号
” 7	決定第 1 号	” 17	議案第 1 号
	休憩宣告		休憩宣告
	開議宣告		開議宣告
日程第 8	選任第 1 号	日程第 18	発議第 1 号
	休憩宣告		休憩宣告
	開議宣告		開議宣告
日程第 9	選任第 2 号	日程第 19	発議第 2 号
	休憩宣告	(追加日程)	
	開議宣告		閉会宣告
	休憩宣告		
	開議宣告		
	休憩宣告		
	開議宣告		

出席議員（8名）

議 長	8 番	西 澤 裕 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	深 澤 博 幸
	4 番	高 橋 秀 之
	5 番	植 村 敦
	6 番	無量谷 隆
	7 番	斎 賀 弘 孝

出席説明員

町 長	野々村 仁
代 表 監 査 委 員	成 田 義 弘

副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	青 木 順 一

総 務 財 政 課 長	早 坂 敦
住 民 生 活 課 長	古 草 勝
保 健 福 祉 課 長	村 上 貴 紀
企 画 政 策 課 長	角 山 隆 一
建 設 管 理 課 長	島 田 幸 司

教 育 次 長	伊 藤 一 男
---------	---------

産業振興課農林グループ主幹	新 野 貞 治
国民健康保険診療所事務次長	若 本 聡

総務グループ総務係長	森 本 讓
住民生活課住民グループ税務係長	原 田 太 喜

選挙管理委員会事務局長	(早 坂 敦)
-------------	---------

議会事務局出席者

議 会 事 務 局 長	岡 田 英 樹
主 任	横 山 薫

議会事務局長 岡田英樹

おはようございます。事務局長の岡田でございます。

この度の幌延町議会議員選挙に御当選され、誠におめでとうございます。

本臨時会は、統一地方選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

従いまして、年長の深澤博幸議員にお願いいたします。

(深澤議員、議長席着席)

臨時議長 深澤博幸君

ただいま紹介されました、深澤でございます。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

議員の皆さんは、お互いに顔見知りのことと思いますが、恒例によりまして、会議に入る前に自己紹介をお願いします。

仮議席1番議員より、順次お願いいたします。

(仮議席1番議員より順次、議員自己紹介)

これにて、議員の自己紹介を終わります。

この際、町長から本議会招集の挨拶をお願いします。

町長 野々村 仁 君

皆さんおはようございます。

本日ここに、新しく選ばれました8名の議員の皆さんをお迎えしての初議会開催にあたり謹んで御挨拶を申し上げます。

皆さんは、去る4月23日に執行されました幌延町議会議員選挙において、町民の期待を担われ、めでたく当選の栄に浴されました。心よりお喜びを申し上げます。

議員の皆さんと我々町当局とは、それぞれ立場は違いますが、町民の福祉の向上を始めとして、町の発展、そして、それぞれの事業推進、そして将来に向かっての更なる町の躍進、こういった目的に向かう思いというのは我々と皆さんとは一緒であろうと思います。

私以下、職員一丸となって、それぞれの業務に取り組んでまいりますので、議員の皆様の絶大なる御支援、御協力をお願いする次第であります。

以上、甚だ簡単ではありますが、初議会の御挨拶とさせていただきます。

臨時議長 深澤博幸君

次に、本議会に説明のため出席されております、代表監査成田委員から自己紹介をお願いします。

代表監査委員 成田義弘君

監査委員の成田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

臨時議長 深澤博幸君

続きまして、副町長、教育長から順に自己紹介をお願いします。

副町長 岩 川 実 樹 君

副町長の岩川と申します。よろしくお願いいたします。

教育長 青 木 順 一 君

教育長の青木順一です。よろしくお願いいたします。

臨時議長 深 澤 博 幸 君

これにて、自己紹介を終わります。

(10時05分 開 会)

臨時議長 深澤博幸君

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回幌延町議会臨時会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布されているとおりです。

日程第1「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、臨時議長において、西澤裕之君、斎賀弘孝君を指名します。

日程第3「諸般の報告」を行います。

臨時議長としての報告事項は、配布した資料のとおりです。

以上をもって「諸般の報告」を終わります。

これから議長の選挙を行う前に、議長立候補者の所信表明のための発言を認めることについて、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長立候補者の所信表明のための発言を認めます。

私も議長に立候補を表明しておりますので、この間、次の年長者であります、佐藤議員を臨時議長に指名し、交代いたします。

ここで、暫時休憩します。

(10時07分 休 憩)

(10時08分 開 議)

臨時議長 佐藤忠志君

休憩を解いて、会議を再開します。

議長の選出が終わるまでの間、臨時議長の職務を行います、佐藤です。

よろしく願いいたします。

これから議長選挙を行うにあたり、立候補者の所信表明のための発言を認めます。

あらかじめ、2名の議員から申し出があり、立候補順に所信表明を行います。

まず最初に8番、深澤博幸君

仮議席8番 深澤博幸君

議長立候補に向けて所信を申し上げます。

私は議会改革を第一に掲げ、慣例、慣習にとらわれず町民目線の議会、行政と議会とのパイプ役、開かれた議会を目指すことであります。その第一として一般質問の時間ではありますが、現状では、何項目もあっても一時間以内となっており、余談になりますが当時これは私が提案したものでございますが、今では2、3項目となると時間が足りず、真剣な議論にならず町民に伝わりにくいのです。

そこで概ね1項目につき45分程度がベストかどうかは別に、町部局へ要請してまいります。

次の今回の選挙活動における、町民の不平、不満を真摯に受け止め、町民の感心できる議会運営に最大限努力してまいります。

更には議員の成り手不足を解消できる議会の活性化を目指し、先進地の視察、浦幌町という所がございますがそこが先端技術だと認識しております。

更には行政や議会がお互いに緊張感を持って真剣に議論する議会を作っていきたいと思っています。議長たるもの公平、公正、中立な立場を重んずることを約束して議員各位の御支持をお願いいたします。以上でございます。

臨時議長 佐藤忠志君

次に、1番西澤裕之君。

仮議席1番 西澤裕之君

幌延町議会議長選挙に立候補いたします西澤裕之です。立候補に当たり所信を述べたいと存じます。

初当選から今日に至る4期16年間、常任委員会の正副委員長初め、副議長など歴任してまいりました。その実績と経験を生かし、また、議会の規律と品位を重んじ、議長に立候補するものでございます。

この16年の間、議員定数の削減、常任委員会、事務所管の見直しや名称の変更など、議会改革に取り組むとともに、町民との懇談会やこども議会の開催と、子供から高齢者まで町民の皆様に親しみやすい議会、開かれた議会を目指し、議員各位と共に行動してまいりました。

今後も町民皆様の声を行政に反映させられるように、これらの活動を継続していく所存です。

また、今回の町議会議員選挙も無投票当選となり、本町においても議員の成り手不足を認識せざるを得ない状況であります。この課題に対応すべく、議員の待遇改善を含め議会改革について議論し、任期中に結論を取りまとめる所存であります。

つきましては、議員各位の御協力と御支持を賜りますようお願いを申し上げまして、私の所信表明といたします。御清聴ありがとうございます。

臨時議長 佐藤忠志君

ほかに、議長に立候補される方はありませんか。

(「ありません」の声あり)

無いと認めまして、以上で立候補者の所信表明を終わります。

ただいま行いました議長立候補者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。

所信表明の部分にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明者以外の議員に対する投票も有効でありますので、御承知願います。

次に議長の選挙に入ります。

日程第4 選挙第1号「議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

ただいまの出席議員は8名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定により、立会人に斎賀弘孝君、植村敦君を指名します。

投票用紙を配布します。 (投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。 (投票箱の点検)

異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記、無記名です。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

事務局長 岡 田 英 樹 君

ただいまより、議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に議長席右側より登壇の上、投票願います。

1番 西澤 裕之 議員

2番 斎賀 弘孝 議員

3番 高橋 秀之 議員

4番 植村 敦 議員

5番 無量谷 隆 議員

6番 高橋 秀明 議員

8番 深澤 博幸 議員

7番 佐藤 忠志 議員

以上、投票終わりました。投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

斎賀弘孝君、植村敦君の立会いをお願いします。 (開票作業)

選挙の結果を報告します。

投票総数8票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票8票、無効投票0票、有効投票のうち、西澤裕之君6票、深澤博幸君2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。

よって、西澤裕之君はこの法定得票を超え、最多得票数を得ておりますので、西澤裕之君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

ただいま、議長に当選されました、西澤裕之君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま当選された、西澤裕之君から発言を求められておりますので、これを許します。

議長 西澤裕之君

一言、就任の御挨拶を申し上げます。

この度、議員各位の御推挙をいただき、誠にありがとうございます。

この町議会の議長という大任を拝し、身に余る光栄でございます。

また、同時に責任の重さを痛感してございます。

今後においては、町民から信頼される議会を目指すとともに、議会運営並びに町の発展に対し、微力ながら一生懸命邁進してまいりますので、議員各位の御協力をお願い申し上げ、議長就任の御挨拶をさせていただきます。

臨時議長 佐藤忠志君

以上で、議長の選挙を終了します。

これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

御協力ありがとうございます。

西澤裕之議長と交代するため、暫時休憩いたします。

(10時25分 休憩)

(10時26分 開議)

議長 西澤裕之君

休憩を解いて、会議を再開します。

日程第5「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、5月9日、1日にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定しました。

日程第6 選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙の方法は、指名推薦にすることに決定しました。

それでは、指名推薦を行ってください。

5 番 植 村 敦 君

副議長に斎賀弘孝議員を指名いたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

ただいま、植村敦議員から、斎賀弘孝君との指名推薦がありました。

お諮りします。

ただいまの指名推薦のとおり、斎賀弘孝君を副議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推薦のありました、斎賀弘孝君が副議長に当選しました。

ただいま、副議長に当選されました、斎賀弘孝君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま副議長に当選された、斎賀弘孝君から発言を求められておりますので、これを許します。

副議長 斎 賀 弘 孝 君

ただいま西澤議長から、副議長当選の告知をいただきました。大変身に余る光栄です。

副議長という職責に誠心誠意、一生懸命努めてまいりたいと思いますので、議員皆さんの更なる御指導、御協力、叱咤激励をよろしくお願ひしたいと思います。

これから4年間、町民のために頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上、就任の挨拶とさせていただきます。

議 長 西 澤 裕 之 君

以上で、副議長の選挙を終了します。

日程第7 決定第1号「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項及び運営基準により、議長において指定します。

氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。

議会事務局長 岡 田 英 樹 君

それでは、議席番号を朗読いたします。

1 番 高橋 秀明 議員

2 番 佐藤 忠志 議員

3 番 深澤 博幸 議員

4 番 高橋 秀之 議員

5 番 植村 敦 議員

6 番 無量谷 隆 議員

7番 齋賀 弘孝 議員

8番 西澤 裕之 議員

以上になります。

議 長 西 澤 裕 之 君

ただいま朗読したとおり、議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれ、ただいま指定の議席に御着席願います。

暫時休憩します。

(10時30分 休 憩)

(議席の移動)

(10時31分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開します。

日程第8 選任第1号「常任委員の選任について」の件を議題とします。

お諮りします。

本案は、委員会条例第2条の規定により、議員全員をもって構成することとなっております。

よって、議員全員を指名することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議員全員を指名することに決定しました。

委員会条例第7条第1項の規定に基づき、常任委員会を議長において招集することとし、委員長、副委員長の互選を行います。

議事の都合により暫時休憩します。

(10時32分 休 憩)

(10時49分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開します。

日程第9 選任第2号「議会運営委員会委員の選任について」の件を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員の選任方法は、委員会条例第5条第1項の規定に基づき、指名推薦により行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、選任方法は指名推薦によることに、決定しました。

お諮りします。

指名推薦の方法については、議長において副議長と協議のうえ、指名することにしたいと

思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

暫時休憩します。

(10時50分 休 憩)

(議長副議長と協議)

(10時54分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開します。

議会運営委員に

3番 深澤博幸君

4番 高橋秀之君

5番 植村 敦君

6番 無量谷隆君

7番 斎賀弘孝君

を指名したいと思います。

お諮りします。

ただいま、議長において指名しました、5名の委員を選任することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

この際、議事の都合により、暫時休憩します。

休憩中に、議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行ってください。

(10時55分 休 憩)

(11時01分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開いたします。

ここで、諸般の報告をします。

休憩中に、常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果について報告します。

まちづくり常任委員会

委員長に高橋秀之君、副委員長に高橋秀明君

情報推進常任委員会

委員長に深澤博幸君、副委員長に佐藤忠志君

議会運営委員会

委員長に無量谷隆君、副委員長に高橋秀之君

以上のとおり、互選されました。

(11時02分 休 憩)

(1 1 時 1 5 分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

日程第 1 0 選挙第 3 号「西天北五町衛生施設組合議会議員の選挙について」の件を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、議長による指名推薦により行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、議長の指名推薦により行うことに決定しました。

議長において、被選挙人の指名を行います。

西天北五町衛生施設組合議会議員に、3 番、深澤博幸君と 4 番、高橋秀之君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました 2 名を西天北五町衛生施設組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、西天北五町衛生施設組合議員に深澤博幸君と高橋秀之君が当選されました。

ただいま、当選されました、深澤博幸君と高橋秀之君が議場におられますので、会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

日程第 1 1 選挙第 4 号「北留萌消防組合議会議員の選挙について」の件を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、議長による指名推薦により行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、議長の指名推薦により行うことに決定しました。

議長において、被選挙人の指名を行います。

北留萌消防組合議会議員に、6 番 無量谷隆君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました、無量谷隆君を北留萌消防組合議会議員の当選人とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、北留萌消防組合議員に無量谷隆君が当選されました。

ただいま、当選されました、無量谷隆君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、暫時休憩します。

(11時18分 休憩)

(休憩中に課長職着席、自己紹介)

(11時20分 開議)

休憩を解いて、会議を再開します。

日程第12 同意第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

5番 植村敦君は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(植村議員退場)

同意第1号について、提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

「監査委員の選任について」提案理由を申し上げます。

監査委員の選任につきましては、地方自治法の規定に基づき、識見を有する者と議会議員のうちから選任するとなっております。

今回統一選挙に伴う、新しい議会構成にあたりまして、議員選出監査委員として、幌延町字上幌延38番地の植村敦氏を再度、選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、御提案申し上げた次第です。

御存知のとおり植村氏は、初当選以来議会運営に御尽力いただいているところであり、令和2年2月からは監査委員に選任され、今後においてもその責任を十分に果たしていただけるものと確信しております。

議会の皆さんの御同意をいただきたく御提案を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、同意第1号は、討論を省略し、原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

5番 植村 敦 君の着席を求めます。

暫時休憩します。

(1 1 時 2 2 分 休 憩)

(植 村 議 員 入 場)

(1 1 時 2 3 分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開します。

日程第 1 3 承認第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。

承認第 1 号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 早 坂 敦 君

承認第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」令和 4 年度幌延町一般会計補正予算第 8 号の提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、令和 4 年度幌延町一般会計補正予算第 8 号について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、専決処分しましたので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものです。

この度の専決処分による補正予算については、地方交付税の特別交付税が予算額を大きく上回り交付されたこと、また、大雪の影響による除雪対策費として国庫補助金が交付されたことなどにより、多額の決算剰余金が見込まれることから、今後の公共施設整備の財源として、公共施設等整備基金に積み立てるとともに、令和 4 年度内に完了が見込まれない事業が判明したことにより、令和 5 年度に繰り越す必要が生じたため、令和 5 年 3 月 3 1 日付けで専決処分いたしました。

1 ページをお開きください。

第 1 条第 1 項、「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 9 9 8 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 9 億 8, 0 5 2 万 4 千円にしております。

第 2 項、第 1 表「歳入歳出予算補正」について説明いたします。

2 ページをお開きください。

始めに歳入ですが、7 款「地方消費税交付金」で 9 1 7 万円の増、1 0 款「地方交付税」で 7 千 3 3 0 万 3 千円の増、1 4 款「国庫支出金」で 2, 3 9 1 万 4 千円の増などで、歳入合計 1 億 9 9 8 万 1 千円の増額補正です。

次に、3 ページの歳出ですが、2 款「総務費」で 1 億 9 9 8 万 1 千円の増、歳出合計も同額の増額補正です。

第 2 条「繰越明許費」の補正ですが、4 ページをお開きください。

第 2 表「繰越明許費補正」については、遠別民放ラジオ中継局運営協議会が実施している H B C 同期装置更新工事において、工事に係る資材調達が困難なことから、令和 4 年度内に事業完了が見込まれないため、工期を延長したことから、令和 5 年度に繰り越して使用することができる経費とするため、2 款 1 項「総務管理費」の住民自治管理費 2 0 9 万 3 千円を新たに追加するとともに、国の補正予算を活用して令和 5 年度に繰り越して使用することができる経費とするため、6 款 1 項「農業費」の間寒別地区草地畜産基盤整備事業 8 7 0 万

円を新たに追加する補正です。

第3条「地方債の補正」ですが、6ページをお開きください。

第3表「地方債補正」については、国の補正予算を活用して令和5年度に繰り越して実施することにより、問寒別地区草地畜産基盤整備事業の地方債限度額を750万円から530万円に補正することとし、既定の地方債限度額の合計5億2,670万円を5億2,450万円に補正するものです。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の内容について、説明いたします。

始めに歳出ですが、14ページをお開きください。

2款1項12目「諸費」では、今後の公共施設の整備や更新等には多額の費用が必要となることが見込まれることから、今回の補正で財源留保となります資金を公共施設等整備基金に積み立てるため、基金管理事業1億1,003万4千円の増です。

6款1項3目「畜産業費」及び8款2項1目「道路維持費」では、町債や国庫補助金の補正に伴い、財源内訳を変更しています。

次に歳入ですが、10ページをお開きください。

7款1項1目「地方消費税交付金」では、交付額が予算額を上回ったことから917万円の増です。

8款1項1目「環境性能割交付金」につきましても、交付額が予算額を上回ったことから264万円の増です。

12ページをお開きください。

10款1項1目「地方交付税」では、特別交付税の確定により7,330万3千円の増です。令和4年度の特別交付税の総額は3億2,330万3千円で、前年度対比174万9千円、0.5%の増です。

14款2項4目「土木費国庫補助金」では、大雪の影響による除雪対策費として、社会資本整備総合交付金191万4千円の増、臨時道路除雪事業費2,200万円の新規計上です。

21款「町債」につきましては、第3条「地方債の補正」で説明していますので省略いたします。

以上、承認第1号の提案理由の説明といたします

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、承認第1号は、討論を省略し、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第14 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。
承認第2号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 古 草 勝 君

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

この度、地方税法、同法施行令、同法施行規則などが一部改正され、それぞれ、令和5年3月31日に公布されたことに伴い、幌延町税条例の一部を改正すべく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものであります。

それでは、配布しております新旧対照表により説明させていただきますので、併せて御覧願います。なお、法令及び条例改正に伴う条項や文言の整理につきましては、説明を省略させていただきます。

まず、第34条の8第2項の改正につきましては、森林環境税の導入に伴う、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の改正であります。

次に第36条の3の2の改正につきましては、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化について、法規定にあわせて新設された条項であります。

次に第38条の改正につきましては、森林環境税の賦課徴収の方法について規定するものであります。

次に第41条の改正につきましては、納税通知書に記載すべき森林環境税額について規定するものであります。

次に第44条から第47条の6までの改正につきましては、特別徴収の方法により徴収する、給与所得や公的年金等に係る所得割額及び均等割額に、森林環境税額を含む旨を規定するほか、様式の追加に伴う文言の整理等について規定するものであります。

次に第48条及び第50条につきましては、法人町民税に係る様式の新設に伴う改正であります。

次に第82条の改正につきましては、軽自動車等に対して課する種別割について、ミニカー区分から3輪以上の特定小型原動機付自転車を除外する規定であります。

次に第98条及び第101条につきましては、たばこ税に係る様式の新設に伴う改正であります。

次に附則第8条の改正につきましては、肉用牛の売却による事業所得の特例について、適用期限を令和9年度まで延長する規定であります。

次に附則第10条の読替規定につきましては、令和3年度改正における法附則第64条を削る改正規定が施行されたことによる改正であります。

次に附則第15条の2につきましては、軽自動車税、環境性能割の臨時的軽減措置による非課税の特例に係る規定の削除、第15条の2の2につきましては、不正を行った自動車メーカーを、納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に、加算する割合の変更及び条番号の改正であります。

次に附則第15条の6の改正につきましては、軽自動車税、環境性能割の臨時的軽減措置による、税率の特例に係る規定の削除であります。

次に附則第16条につきましては、軽自動車税、種別割のグリーン化特例について、特例の期限を3年間延長する改正であります。

次に附則第16条の2第3項の改正につきましては、軽自動車税種別割について、不正を行った自動車メーカーを、納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に、加算する割合の変更であります。

次に附則第17条の2の改正につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の、長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を3年間延長する規定であります。

次に、この改正条例の附則であります。第1条は、施行期日に関する規定で、この条例は、令和5年4月1日から施行することとし、ただし書きで各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとしております。

第2条から第4条につきましては、各税目における経過措置について規定しております。

以上、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、承認第2号は、討論を省略し、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第15 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。

承認第3号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 早 坂 敦 君

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」令和5年度幌延町一般会計補正予算第1号の提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度幌延町一般会計補正予算第1号について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

この度の専決処分による補正予算については、国において今後の新型コロナウイルスワクチンの特例接種の延長が決定されたことに伴い、早急に新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係る所要額を確保する必要があるため、令和5年4月3日付けで専決処分いたしました。

1 ページをお開きください。

第1条第1項「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ247万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億747万6千円にしております。

第2項、第1表「歳入歳出予算補正」について、説明いたします。

2ページをお開きください。

始めに歳入ですが、14款「国庫支出金」で1,065万8千円の増、18款「繰入金」で818万2千円の減、歳入合計247万6千円の増額補正です。

次に、3ページの歳出ですが、3款「民生費」で818万2千円の減、4款「衛生費」で1,065万8千円の増、歳出合計247万6千円の増額補正です。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の内容について、説明いたします。

始めに歳出ですが、14ページをお開きください。

3款1項1目「社会福祉総務費」では、国民健康保険診療所へのワクチン接種業務の委託により、国民健康保険診療所の増収が見込まれるため、一般会計から国民健康保険診療所特別会計への繰出金818万2千円の減です。

4款1項2目「予防費」では、冒頭で説明いたしました、国において今後の新型コロナウイルスワクチンの特例接種の延長が決定されたことに伴い、5歳以上の初回接種完了者を対象に、1人1回の追加接種に係る所要額として、新型コロナウイルスワクチン接種事業1,065万8千円の新規計上です。

次に歳入ですが、12ページをお開きください。

新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費については、全額国庫補助対象のため、4款1項2目「衛生費国庫負担金」では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費896万3千円の新規計上、予防接種事故対策費10万円の新規計上、14款2項3目「衛生費国庫補助金」では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業159万5千円の新規計上です。

18款1項1目「財政調整基金繰入金」では、今回の補正の財源調整として、財政調整基金繰入金818万2千円の減です。

以上、承認第3号の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、承認第3号は、討論を省略し、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第16 承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。
承認第4号について、提案理由の説明を求めます。

副町長 岩川実樹 君

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」令和5年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

この度の専決処分による補正予算については、令和5年度中に実施が計画されている新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係る予算で、上期の接種は5月に実施が必要なことから、令和5年4月3日付けで専決処分いたしました。

1ページをお開きください。

第1条第1項「歳入歳出予算の補正」については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、3億9,534万6千円にしております。

第2項「歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額」は、第1表により御説明いたします。2ページをお開きください。

歳入については、1款「使用料及び手数料」で11万5千円の増、3款「繰入金」で818万2千円の減、5款「諸収入」で872万9千円の増で、歳入合計66万2千円の増額補正です。

続きまして、3ページの歳出については、1款「診療所費」66万2千円の増で、歳出合計も66万2千円の増額補正です。

以下、歳出、歳入の順に、補正の主なものについて、事項別明細書により、その概要を御説明いたします。

14ページをお開きください。

1款1項1目「診療所費」は、既定の予算額3億6,172万円に7万3千円を追加し、3億6,179万3千円としており、補正の内訳は、ワクチン接種時に任用する看護師に係る報酬の補正で、6万7千円の増です。

また、12節「委託料」では、ワクチン接種に伴い増加する医療廃棄物の処理業務で、6千円の増です。

1款1項2目「医師業務強化費」は、既定の予算額2,996万4千円に58万9千円を追加し、3,055万3千円としており、補正の内訳は、ワクチン接種時に必要な代替医師の派遣に要する費用として、報酬で54万円、旅費で4万9千円の増です。

次に歳入ですが、12ページをお開きください。

1款1項1目「診療所使用料」では、5節「保健衛生活動収入」で11万5千円の増額です。これは幌延町に住所を有しない方が当診療所でワクチン接種をした場合、接種料は、その方の所在市町村が負担することとなりますので、そういったケースの接種料を見込んだものです。

5款1項1目の「診療受託収入」は、ワクチンの追加接種に係る受託収入で、ワクチン接種の事業主体である町から、接種を実施する国保診療所に支払われる委託料分を診療受託料として見込み、872万9千円の増です。

3款1項1目の「一般会計繰入金」は、この度の補正の財源調整により、818万2千円の減です。

以上、承認第4号の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、承認第4号は、討論を省略し、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第17 議案第1号「令和5年度幌延町一般会計補正予算」の件を議題とします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 早 坂 敦 君

議案第1号「令和5年度幌延町一般会計補正予算(第2号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、喫緊の課題であるコロナ禍における低所得の子育て世帯及び低所得世帯に対する食費等の物価高騰対策に係る予算を計上しています。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,186万6千円を追加し、歳入歳出それぞれの予算総額を55億1,934万2千円にしようとするものです。

第2項第1表、歳入歳出予算補正の内容について説明いたします。

2ページをお開きください。

始めに歳入ですが、14款「国庫支出金」844万1千円の増、19款「繰越金」342万5千円の増で、歳入合計1,186万6千円の増額補正です。

次に3ページの歳出ですが、3款「民生費」1,186万6千円の増で、歳出合計も同額の増額補正です。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の内容について、説明いたします。

8ページをお開きください。

3款1項1目「社会福祉総務費」において、食費等の物価高騰による影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対して、児童一人あたり5万円の特別給付金を給付するための所要額と

して、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業70万6千円の新規計上、また、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して、一世帯あたり3万円の臨時特別給付金を給付するための所要額として、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業1,116万円の新規計上です。

次に歳入ですが、6ページをお開きください。

14款2項2目「民生費国庫補助金」では、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業70万6千円の新規計上、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金773万5千円の新規計上です。

19款「繰越金」については、今回の補正の財源調整として、342万5千円の増です。以上、議案第1号の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、「歳出一括」、「歳入一括」、「総括」の順序で行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。これより、「歳出一括」の質疑を行います。

7番 斎賀弘孝君

子育て世帯生活支援特別給付金事業なのですが、児童1人5万円という説明がありました。ここでの児童というのは、年齢にしたら、何歳までの児童として幌延町というか国では取上げてこの予算になったのかお伺いしたいのが1点。それと下の住民税非課税世帯臨時特別給付金事業、1世帯3万円という説明がありました。

幌延町では何世帯になるのかお尋ねしたいと思います。また併せて、これらには幌延町に籍を置く外国人の方も含まれているのかどうかお伺いします。

保健福祉課長 村上貴紀君

ただいまの御質問ですが、まず、子育て世帯生活支援特別給付金の御質問について私から御答弁させていただきたいと思います。

こちらの子育て世帯の対象児童につきましては、18歳以下、高校生以下を対象という形になっております。

また、こちらの対象児童の低所得世帯という形になっておりますので、既に児童扶養手当の受給世帯につきましては、北海道から直接プッシュ型で支給されるという形になりますので、児童扶養手当受給世帯以外の低所得世帯ということで、昨年度実施されました道等の給付金対象とされている、4世帯9名の児童に対しての給付金の部分と、あと、収入の激変者に対しても対象という形になっておりますので、今回の補正予算につきましては、14名分の児童を対象としての補助金という形での予算計上とさせていただいております。以上です。

住民生活課長 古草勝君

私からは住民税非課税世帯等臨時特別給付金についてお答えいたします。

これにつきましては幌延町における非課税世帯、350世帯を想定して予算を計上しております。

またこの350世帯におきましては、住民基本台帳に登録されている世帯となりますので、まだ基準日等は定まっておりませんが、その基準日における住民基本台帳に登載されている外国人であれば、支給の対象になるものと思われま。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

基準日が指定されていないので、なると思われま。ということなので、これからまた国の通達があつてそこではっきりするのかということをもう一度確認したいと思ひま。

それと、委託料のシステム改修業務住民非課税世帯の特別給付金事業、システム改修はその都度その都度あるのですが、このシステムを改修する業者は、この基本となるシステムを最初に作った会社の方に委託して、このシステム改修業務を幌延町はしている訳ですか、それを確認でお伺ひしま。

住民生活課長 古 草 勝 君

基準日につきましては基本的に各自治体の考え方にはなるのですが、現在北海道においても、基準日を統一するかどうかというところも調査しておひま。今後基準日については全道統一にするのか、どうするかというところが決まってくると思ひま。ので、それに準じた形で幌延町の基準日も設定したいと思ひま。

続ひま。してシステム改修ですが、こちらにつきましては今年度の所得に基づく非課税世帯の抽出を行うため、昨年度利用いたしましたシステムの中身を改修して使うことになっておひま。ので、昨年度このシステム改修を行った業者から見積もりを取ってシステム改修経費として計上しておひま。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

基準日のことについては分かりました。

このシステムの改修業務、昨年度やった業者にまたお願いしようかなという話かと思ひたのですが、私が聞いたのはこのシステムを最初に作った、基本のシステムを作った会社が改修してくれるのかとお伺ひしている訳なのです。なぜならば、基本のシステムを作った会社じゃないところがやつてきて、このシステム改修しましたよと言つたときに、もし間違つてシステム障害等があつた場合、その責任の所在をどこにするかはっきりしないと思ひますよ。それで、そのシステムを開発した業者をお願いして、システムの改修をするのかということをお伺ひしたところ。です。ちょっと改めてお伺ひしま。

住民生活課長 古 草 勝 君

こちらの臨時給付金のシステムにつきましては、幌延町における税のシステム等を一括して総合的に行つているシステム、これを開発している会社に委託をして昨年度は実施しておひま。です。本年度につきましてもこの改正について見積り書を徴収しているところ。でございます。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかに、歳出一括の質疑ござひませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わひま。

これより、歳入一括の質疑を行ひま。

(「ありません」の声あり)

これにて歳入一括の質疑を終わります。

これより総括の質疑を行います。

7 番 斎 賀 弘 孝 君

先ほど住民税非課税世帯の臨時特別給付金事業で4世帯9名とか14名という説明を受けて、大変厳しい生活を送られているという児童生徒さんがいるということが分かりました。この児童生徒さんには、教育委員会の方からも教育で、児童生徒の勉強は平等に受けられるようにということで予算もあると思いますけども、その家庭においてはそういう予算も、ふだん使われているのかどうかちょっとお伺いします。

議 長 西 澤 裕 之 君

暫時休憩します。

(11時56分 休 憩)

(11時58分 開 議)

休憩を解いて会議を再開いたします。

教育次長 伊 藤 一 男 君

就学支援の関係のお話をされているかと思うのですが、この補助金の対象の世帯が、どの世帯かということがちょっと、今現在分からないのですが、教育サイドとしては例年どおり就学支援の申請のあった児童生徒の世帯に対して、就学支援を行っているところです。以上です。よろしく申し上げます。

7 番 斎 賀 弘 孝 君

分かりました。

住民非課税世帯が、今回社会福祉総務費で該当して、更に教育の方も支援を受けなければ困難だという申請が上がれば、教育委員会で考えて支援するというところでよろしいですか。

教育次長 伊 藤 一 男 君

この給付金に対してどうこうというのではなくて、就学支援の場合は、支援する費目が例えば部活動費ですとか、PTA会費ですとか、そういう費目が決まっていますので、その費目に対しての決まった額を補助しているという制度になっていますので、この補助金とは全くまた別な話になるかと思えます。よろしくお願いたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかに、「総括」の質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、「総括」の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18 発議第1号「懸案事項促進要望のための議員派遣について」の件を議題とします。

お諮りします。

本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修会、各常任委員会等の調査・研究のため、本日より、次期定例会までの間、本議会は、必要と認められる事項・事案について、道内外の関係機関に議員を派遣することにしたいと思えます。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本議会は、本日より次期定例会までの間、本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修会、各常任委員会等の調査・研究のため、道内外の関係機関に議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。

派遣する議員については、案件を勘案し、その都度、議長において指名したいと思えます。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます、

よって、派遣する議員は、議長において指名することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

(12時02分 休 憩)

(12時03分 開 議)

議 長 西 澤 裕 之 君

休憩を解いて、会議を再開します。

お諮りします。

先ほど、「閉会中の継続調査について」として、まちづくり常任委員長及び情報推進委員長から「所管事務について」、議会運営委員長から「所掌事務について」それぞれ別紙のとおり、申し出がありましたので、閉会中の継続審査申し出を日程に追加し、追加日程第19として、議題にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、発議第2号「閉会中の継続調査について」を日程に追加し、追加日程第19として、議題とすることに決定しました。

追加日程第19 発議第2号「閉会中の継続調査について」の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和5年第3回幌延町議会臨時会を閉会します。

御苦勞様でした。

(12時04分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会臨時議長 深澤博幸

幌延町議会議長 西澤裕之

署名議員 西澤裕之

署名議員 齋賀弘孝

以上、記録する。

主任 横山 薫